

**業界団体等の取組（ヒアリング調査）****【製造事業者団体】****一般社団法人日本ヘルメット工業会**

- 自転車用ヘルメットを取り扱っている会員企業は 13 社で、製造国は海外（主に中国）である。
- 国内企業が販売しているヘルメットの殆どは、「SG 基準の認証品」又は「日本自転車競技連盟（JCF）の公認品／推奨品」である。

**【認証団体】****一般財団法人 製品安全協会**

- SG 基準を策定し、製品の認証を行っている。
- SG マーク認証製品での発生事故は、被害者からの事故届出により把握し、原因の究明、欠陥判定等を行っている。また、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）や国民生活センターの事故情報等の公的機関のデータも定期的に確認している。
- 事故等の状況を踏まえ、基準項目の追加や表示内容の変更など、SG 基準の見直しを行っている。
- ポスターの作成や日本ヘルメット工業会、JCF と連名でのチラシの作成等を行っている。
- ウェブページやメールマガジンで SG マーク付きの商品の紹介や自転車用ヘルメットに関する Q&A を発信するなどしている。

**【サービス事業者】****一般社団法人日本シェアサイクル協会**

- 従来から、ヘルメット着用等のシェアサイクルの安全な利用に関する利用者への啓発広報に努めており、今回の法改正を受けて、より一層着用について啓発を行っている。
- 対面窓口でのヘルメットの貸出や除菌シートの提供等を行っている事業者も存在する。
- 利用者に対する調査では、不特定多数の人が借りるヘルメットの着用に対して抵抗があるとの意見が多い。
- ヘルメットの貸出は、利用者自身が衛生面等から利用に積極的ではなく、またサイズが合わないことによる安全性の課題等がある。今後利用実態や利用意向、課題等を注視して対応したい。

## 第1 一般社団法人日本ヘルメット工業会（製造事業者団体）

一般社団法人日本ヘルメット工業会（以下、「日本ヘルメット工業会」とする。）は、ヘルメットの国内の製造事業者、輸入事業者等で構成される団体である。昭和39年に設立され、令和5年9月時点で国内25社が加入している。

ヘルメットの事業者団体として、関係官庁や関係機関に対する窓口となっていて、規格・基準の制定や改正への協力、使用済みヘルメットのリサイクルなどの取組を行っている。ヘルメットの用途別に分科会を設けており、自転車用ヘルメット技術委員会では以下の活動を行っている。

- ・ JIS規格、SGマーク製品の認定基準等の制定・改正等の際の委員参加
- ・ 各自治体や警察による交通安全啓発イベント等への参加（自転車用ヘルメットのPR等）
- ・ 海外の規格及び情勢についての調査・研究
- ・ 各関連団体と連携したヘルメットの品質向上

### （1）自転車用のヘルメットの製造事業者や普及状況について

日本ヘルメット工業会内で自転車用ヘルメットを取り扱っているのは13社で、製造国は海外（主に中国）である。

国内企業の2022年の自転車用ヘルメットの販売数は、大人用及び6歳以上用が421,928個、6歳未満の幼児用が173,338個の合計595,266個である（※国内主要企業4社の合計）。なお、海外からの輸入品の販売数は把握できていない。

### （2）自転車用ヘルメットの安全性について

国内企業が販売しているヘルメットの殆どは、「製品安全協会のSG基準の認証品」又は「公益財団法人日本自転車競技連盟（JCF）の公認品／推奨品」である。

### （3）自転車用ヘルメットの耐用年数

ヘルメットは、使用や経年変化に伴う老朽・劣化等によって、新品時と同じ性能を維持できないことがある。このため、ヘルメットの耐久性を考慮して、日本ヘルメット工業会と製品安全協会により、自転車用ヘルメットの有効期間を「購入後3年間」と定めている。有効期間を過ぎたヘルメットは、事故や転倒の際に十分な保護性能を発揮しないおそれがある。

## 第2 一般財団法人 製品安全協会

製品安全協会は「消費生活用製品安全法」に基づき、当初特別認可法人として設立された。身体に危害を与える恐れのある消費生活用製品について、安全性についてのSG基準の策定、SG基準に適合と認証された製品へのSG（Safe Goods）マークの表示、SGマークの表示製品の欠陥により人身被害を受けた場合の賠償等を行っている。

SGマークは、安全（SG基準）、信頼（製品の認証）、安心（SGマーク付き製品での人身事故の賠償）の3要素からなる。消費者にとってのメリットは、安全性と信頼性が高い製品を選択できることなどであり、企業側にとってのメリットは、商品の安全性のPRができ、製品欠陥時の補償対応を任せられることができることなどがある。

SG マーク制度は、製品を安全に使用するための任意制度であり、誤使用や不注意も考慮し、本体の構造だけではなく、表示や取扱説明書も含めて定められている。SG マークの認証方法については（6）を参照されたい。

#### （1）自転車等用ヘルメットの認証状況

- ・ SG マーク認証の表示事業者：37 社（2020 年 7 月～2023 年 6 月実績）
- ・ SG マーク認証の登録工場数：13 社（2023 年 10 月 26 日現在）

#### （2）事故情報の収集について

- ・ NITE（独立行政法人 製品評価技術基盤機構）や国民生活センター等の公的機関のデータのほか、製品安全協会に寄せられた事故等の情報により把握している。
- ・ SG マーク認証製品で発生した事故は、被害者からの申出により把握している。製品安全協会から被害者に事故状況を聞き取った上、事故品の解析を行い、事故の原因に製品の不具合が起因している場合は賠償措置を講じている。なお、必要に応じて検査機関等での事故品の確認を行ったり、メーカー等の事業者と同型品の提供を求めることもある。また、事故から基準を強化又は追加すべきと判断した場合には、SG 基準の改正を行う。

#### （3）自転車用ヘルメットの安全対策について

- ・ 過去 10 年で、SG マーク付きの自転車等用ヘルメットに関して、消費者から寄せられた事故は 8 件、SG マーク被害者救済（SG 賠償）制度の利用に関する相談は 5 件であった。
- ・ 警察庁、NITE 等への協力やポスターの作成等を行った。2023 年 8 月には日本ヘルメット工業会、JCF（日本自転車競技連盟）との連名でチラシを作成した。<sup>1</sup>
- ・ ウェブページ上やメールマガジンで SG マーク付きの「自転車用ヘルメット」の商品の紹介や自転車用ヘルメットに関する Q&A などについて発信している。また、消費者団体である主婦連合会との情報交換会を行っている。
- ・ ウェブページでは自転車用ヘルメットに関するページのアクセス数が多い。マスコミからの問合せも日常的にあり、対応している。
- ・ 今後は、引き続き関係者と連携を取りつつ、SG マークの認証品の普及促進や粗悪品を選ばないような広報を継続的に実施していく予定である。
- ・ 自転車等用ヘルメット SG 基準の改正は何度か行われており、最新の改正は 2020 年 3 月である。改正に際しては、SG 基準検討委員会を開催し、委員等には学識者や検査機関、製造事業者、消費者の 3 者に加え、業界団体、流通事業者が加わることが多い。

#### （4）消費者からの要望

- ・ 自転車用ヘルメットの安全性に関して、消費者から直接要望や意見を受けたことはない。
- ・ SG 基準に追加すべき要求と考えられる内容は、精査の上、基準改正時に検討している。
- ・ SG 基準の改正には、消費者代表も参加しており、要望や意見を提案している。

---

<sup>1</sup> 製品安全協会ウェブページ [2023 年 8 月「自転車用ヘルメットに関する安全基準を満たす製品について」](#)

### (5) SG マーク認証制度について

- ・SG マークの表示に必要な認証の方式は、工場等登録・型式確認とロット認証の2通りある。
- ・「工場等登録・型式確認」方式は、生産工場等でSG マークを表示できる認証方法である。認証の流れは以下の通りである。
  - ① 工場審査：SG 基準に適合する製品を安定的に継続して製造できることを確認
  - ② 製品安全協会と表示に関する契約を締結
  - ③ 型式確認：当該工場で製造予定の製品が、SG 基準に適合していることを確認
- ・「ロット認証」方式は、手元に完成した製品がある場合、SG マークを表示したい製品群（ロット）の抜き取り検査を行い、認証する方法である。「工場等登録・型式確認」方式に比べ、比較的短時間で認証ができる。
- ・認証後、定期的もしくは必要に応じて調査等を行い、設備や製品の品質が維持されているかを確認している。

### 第3 一般社団法人日本シェアサイクル協会

一般社団法人日本シェアサイクル協会（以下、「日本シェアサイクル協会」とする。）は、シェアサイクルの運営事業者、自転車製造事業者等で構成される、シェアサイクルに関する事業者団体である。平成28年に設立され、令和5年8月時点で計32団体が入会している。

主な事業目的は、シェアサイクルに関する調査研究及びその進歩改善を図るとともに、シェアサイクルに関する知識を普及し、日本のシェアサイクルの発展に寄与することであり、主な活動内容は以下のとおりである。

- ・官公庁、各自治体、交通運営機関、各団体等との連携
- ・各自治体へのシェアサイクル導入と更なる促進、拡大に向けて活動
- ・技術的問題及び経営的問題の研究及び提言
- ・シェアサイクルを持続可能な事業とするための経営に関わる諸問題の研究

#### (1) 自転車用のヘルメットの貸出に関する検討や対応状況

- ・従来から、ヘルメット着用等のシェアサイクルの安全な利用に関する利用者への啓発広報に努めており、今回の法改正を受けて、より一層着用について啓発を行っている。具体的には、自治体や警察との連携した活動やウェブやアプリなどのシェアシステム上での発信、貸出場所でのポップなどの掲示などを行っている。
- ・対面窓口でのヘルメットの貸出や除菌シートの提供等をしている事業者も存在する。
- ・一部の事業者ではヘルメット着用に関する調査を実施しており、利用者からは不特定多数の人が借りるヘルメットの着用に対して抵抗があるとの意見が多い。
- ・事業者がヘルメットを無料で簡単に貸出できるようにしても、衛生面の問題等から利用されない又は利用されにくい状況がある。またサイズが合わないことの懸念や盗難発生の可能性等の課題がある。

## (2) 自転車用のヘルメットの貸出に関する今後の検討や方針

- ・マイヘルメットの着用の推進、折り畳み式のオリジナルデザインヘルメットの制作などを実施している事業者がいる。
- ・利用者に対する適時適切なタイミングでの啓発活動を継続する。
- ・また、衛生面やサイズが合わないことなどの課題がある。実態調査や貸出を実施するうえでの課題の検討を継続する事業者も存在するので、今後利用実態や利用意向、課題等を注視して対応していきたい。

## (3) その他

- ・ヘルメットの着用は、シェアサイクルに限らず、全ての自転車利用に習慣化することが必要であり、社会全体で着用が習慣化するための継続的な取組が重要である。
- ・ヘルメットの利用を促進するにあたり、は、行政側による安全・安心なシェアサイクルの利用のための走行空間等の整備、広報啓発等が効果的に実施されることと併せて事業者が積極的に取り組めるように官民一体としての協力体制が構築される必要がある。

## [参考] 自転車のシェアリングサービス等とヘルメット着用の取組について

### (1) 自転車シェアリングの普及状況について

自転車シェアリングとは、一定の地域内に複数配置されたサイクルポート<sup>2</sup>において自転車を自由に貸出・返却できるサービスである。レンタサイクルは借りた場所に返却しなければならないのに対し、自転車シェアリングでは借りた場所と異なる場所に返却できる。

自転車のシェアリングの実施都市は全国に拡大しており、令和4年3月末時点で本格導入都市数は269都市であり、サイクルポート数も年々増加している。一方で、平成31年3月末時点で、無人管理のシェアサイクル導入都市のうち約6割がマイナス収支であるなど、採算性の確保が課題の一つである。<sup>3</sup>

### (2) 自転車シェアリングと自転車用ヘルメットの貸出について

国土交通省は「シェアサイクルの在り方検討委員会」での議論を踏まえ、令和5年9月に「シェアサイクル事業の導入・運営のためのガイドライン」を公表した。<sup>4</sup> 本ガイドラインでは、ヘルメット着用の努力義務化への対応として、事業者に対し、利用者のヘルメットの着用を促進することが重要であることと、シェアリングサービスでのヘルメットの貸出事例を記載している。

ヘルメット着用促進の具体例として、「交通事故時の被害軽減効果の周知」や「着用時の利用料金の割引」、「備え付けのヘルメットを着用しないと利用できないようにする」などを例

<sup>2</sup> サイクルポート：歩道上等に設置された自転車の貸出・返却を行う無人の駐輪施設

<sup>3</sup> 第13回全国シェアサイクル会議 資料2、3 [https://www.mlit.go.jp/toshi/crd\\_gairo\\_tk\\_000015.html](https://www.mlit.go.jp/toshi/crd_gairo_tk_000015.html)

<sup>4</sup> 令和5年9月29日 国土交通省自転車活用推進本部事務局「シェアサイクル事業の導入・運営のためのガイドライン」の公表について [https://www.mlit.go.jp/report/press/road01\\_hh\\_001710.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001710.html)

示している。

### (3) 都内の自転車シェアリングの状況について

2023年11月現在、都内のあきる野市、青梅市及び町村部を除く地域は、自転車シェアリングの対象地域である。<sup>5</sup>

都内で利用できる主な自転車シェアリングサービスでの自転車用ヘルメットの貸出は、確認できなかった。なお一部のサービスでは、利用者向けにウェブページやアプリ等で、交通安全全般やヘルメット着用促進の啓発を行っている。

#### 自転車シェアリングサービスと自転車用ヘルメットの貸出等の取組について

| サービス名                        | 自転車用ヘルメットの貸出 | ヘルメット着用促進の啓発 |
|------------------------------|--------------|--------------|
| ドコモ・バイクシェア                   | ×            | ○            |
| HELLO CYCLING<br>(ハローサイクリング) | ×            | ○            |
| LUUP (ループ)                   | ×            | ○            |
| PiPPA (ピッパ)                  | ×            | ×            |
| COGICOGI (コギコギ)              | ×            | ×            |

<sup>5</sup> ドコモ・バイクシェア、HELLO CYCLING の2社の対象エリア